

中野区には道路台帳がない？

区が明かした
事実

半世紀以上、放置されたままの道路台帳

区民が区道と私有地の境界線を確定したい時、中野区は測量実費は各自負担...

私は初めに区の「生活道路(狭あい道路)拡張整備」について尋ねました。

新しく家を建てる際、4mに満たない狭あい道路の場合には、道路の中心から2m下がった部分に家を建て、その下がった部分を区が整備することになっています(建築基準法第42条2項)。区のパンフレットによると、この後退用地は生活道路として公共の用に供するため、駐車スペースとして利用したり、土塀や花壇などの構造物をつくることを禁じています。

しかし、実際には土塀や花壇などを作っている場合が見られ、私は「区の言っていることと矛盾しないか?」と迫りました。これに対し、区は「あくまで本人の協力の意志によるものだ」と答えました。

質問で議場に、ドヨメキとヤジ!

次に道路台帳について尋ねました。

《道路台帳》とは、昭和27年の国の道路法制定で「道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、これを保管しなければならない」(第28条)と定められ、さらに第4条2項で、道路の区域の境界線や道路の敷地の面積及びその内訳等、具体的に具備しなければならないとされています。

私の質問で、中野区に道路台帳がないことが分かったと議場にどよめきが広がりました。たとえば練馬区や杉並区では役所で区道との境界線地図をすぐ貰えますが、中野区では境界線確定には自分で測量費を負担しなければなりません。

歴代の区長・担当者は知らなかったのか?

「今まで中野の歴代の区長・担当者は何をしていたのでしょうか。未整備ということは道路法から外れてはいないのでしょうか。今後、台帳整備にどのくらいの費用、日数がかかるのか?」との質問に、道路法28条に基づく中野区の道路管理者である区長は「今、江原で行っている求積図調査を進めながら、道路台帳の整備を進めて行く。どのくらいの年数がかかるのかは、調査の中で明らかにしていきたい」と回答しました。